第九条第一項第一号及び第三号並びに第十条第二項第六号	運航管理者兼務講習管理者	陸上従業者兼務講習管理者
第九条第一項第三号及び第二項第三号	運航管理者として船舶に乗り組むに当たり	陸上従業者としての職務を行うに当たり
第九条第二項第七号、第十条第二項第五号及び第十一条第三号	運航管理者兼務講習修了証明書	陸上従業者兼務講習修了証明書

（運航管理者兼務講習に係る特例）

第二十三条　運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により運航管理者に運航管理者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該運航管理者が最後に運航管理者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により運航管理者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の運航管理者兼務講習の受講義務）

第二十四条　新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該運航管理者に、最後に運航管理者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに運航管理者兼務講習を受講させなければならない。

（陸上従業者兼務講習に係る特例）

第二十五条　運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により陸上従業者に陸上従業者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該陸上従業者が最後に陸上従業者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により陸上従業者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の陸上従業者兼務講習の受講義務）

第二十六条　新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、陸上従業者に、最後に陸上従業者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに陸上従業者兼務講習を受講させなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条から第二十六条までの規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「特定日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　次の各号に掲げる場合においては、第二十四条及び第二十六条の規定にかかわらず、特定日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

一　特定日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第三項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）

二　特定日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）

その他告示

○外務省告示第四百三十九号

令和六年十二月二十六日にエレバンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和七年十一月二十日にエレバンで行われた。よって、同条約は、その第二十九条１の規定に従い、令和七年十二月二十日に効力を生ずる。

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を令和７年10月31日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年11月21日

農林水産大臣　鈴木　憲和

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量については、現在行っている主食用米及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量を全て売り渡した場合、29.5万トンとなることから、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　令和６／７年の需要実績

(1)　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2)　算出方法

需要実績は、令和６年産主食用米等生産量、令和６／７年（令和６年７月から令和７年６月までの１年間）の政府備蓄米供給量、令和６年６月末民間在庫量及び令和７年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　令和６／７年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②＋③－④

① 令和６年産主食用米等生産量
② 令和６／７年政府備蓄米供給量
③ 令和６年６月末民間在庫量
④ 令和７年６月末民間在庫量